

生活困窮者就労準備支援事業運営要領  
(和歌山県生活困窮者自立支援プログラム事業)

平成27年4月1日	施行
平成28年4月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正

## 1 趣旨

この要領は、生活困窮者就労準備支援事業（和歌山県生活困窮者自立支援プログラム事業）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業受託者の選定

(1) 当該事業の趣旨に賛同し、事業を受託する社会福祉法人等は、次の書類を和歌山県社会福祉課（以下「県」という。）に対して提出するものとする。

ア 「生活困窮者就労準備支援事業計画書（別記様式第1号）」

イ 「課税・免税事業者届出書（別記様式第2号）」

(2) 県は、提出のあった上記書類を審査の上、事業を委託する社会福祉法人等に決定通知書を送付し、委託契約を結ぶものとする。

## 3 支援対象者の選定

(1) 振興局は、支援対象者の「現状・課題等整理票（別記様式第3号）」を作成し、事前に事業受託者と協議するものとする。

(2) (1)の事前協議において受入可能と判断された者について、振興局は、支援対象者から「生活困窮者就労準備支援事業に係る参加同意書（別記様式第4号）」を徴した上で、参加者を決定するものとする。

なお、振興局は、参加者決定後、選定された支援対象者、事業受託者及び県にそれぞれ「生活困窮者就労準備支援事業に係る選定通知書（別記様式第5号の1～3）」を送付するものとする。

## 4 支援の実施

(1) 自立支援プログラムの作成

事業受託者は、振興局と協議のうえ「自立支援プログラム（生活困窮者就労準備支援事業）について（別記様式第6号）」を作成し、振興局に報告することとする。

なお、当該自立支援プログラムを変更（軽微な変更を除く。）した場合、事業受託者は、振興局に対して、「自立支援プログラム（生活困窮者就労準備支援事業）変更報告書（別記様式第7号）」により報告することとする。

(2) ボランティア活動保険の加入手続き

ボランティア活動保険（名義は支援対象者とする。）は、支援対象者がボランティア活動を開始するまでに振興局等の協力を得て、事業受託者が申請手続きを行うものとする。

(3) 経過記録の作成

事業受託者は、支援対象者のボランティア活動に際し、活動の確認・助言指導を行う就労準備支援員を配置し、「生活困窮者就労準備支援事業に係る経過記録（別記様式第8号）」を適宜記録することとする。

なお、自立支援プログラムの効果等を確認する上で参考となるため、振興局の自立支援相談員との連携・協力の経過についても、併せて記録することとする。

(4) 自立支援相談員との連携・協力

振興局は、支援対象者の就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整ったと判断される場合は、自立支援相談員の支援プランに基づき、求職活動等必要な支援を実施することとする。

5 支援の変更、中止及び終了

(1) 事業受託者は、当初予定していた支援対象者の人数の増加等により、事業計画を変更する必要がある場合は、県と協議の上、「生活困窮者就労準備支援事業変更計画書（別記様式第9号）」及び別記様式第1号別添を県に提出するものとする。

(2) 振興局は、次に掲げる場合、事業受託者と協議の上、支援の中止を決定することができる。なお、振興局は、支援の中止を決定した場合、支援対象者、事業受託者及び県にそれぞれ「生活困窮者就労準備支援事業に係る中止決定通知書（別記様式第10号の1～3）」により、それぞれ通知するものとする。

ア 支援対象者が中止を申し出た場合

イ 支援対象者の体調不良等により、支援の継続が困難と判断した場合

ウ 事業受託者と協議の上、支援の継続が困難と判断した場合

(3) 事業受託者は、別記様式第5号により選定された支援対象者に対する支援実績について、四半期ごとに「生活困窮者就労準備支援事業に係る実績報告書（別記様式第11号）」を振興局に提出するものとする。

(4) 県は、提出された実績報告書等をもとに検査を行い、相当と認めた場合は、事業委託者からの生活困窮者就労準備支援事業委託料請求書（別記様式第12号）に基づき、委託料を支払うものとする。

## 6 業務報告等

事業受託者による業務報告等については、次の表によるものとする。

	様式	提出期限	報告先
委託契約前	○別記様式第1号（事業計画書） ○別記様式第2号（課税・免税事業者届出書）	毎年度3月末	社会福祉課長
支援実施時	○別記様式第6号（自立支援プログラム）	支援実施前	振興局長
	○別記様式第7号（事業変更報告書）	変更後 14日以内	振興局長
	○別記様式第9号（事業変更計画書）	追加支援対象者受入7日前	社会福祉課長
支援終了後	○別記様式第8号（経過記録） ○別記様式第11号（実績報告書）	支援終了後 1か月以内	振興局長
検査終了後	○別記様式第12号（請求書）	支援終了後 1ヵ月以内	社会福祉課長